

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
殿									

第 \_\_\_\_\_ 号 (番 号)

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_  
税務署長 印

平成 \_\_\_\_\_ 年分、平成 \_\_\_\_\_ 年分及び平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 \_\_\_\_\_ 年分、平成 \_\_\_\_\_ 年分及び平成 \_\_\_\_\_ 年分所得税の平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の \_\_\_\_\_ により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太いわく内ようになります。

年 分	区 分	<sup>1</sup> 加算税の基礎となる税額	<sup>2</sup> 加算税の割合	<sup>3</sup> 加算税の額 ( 1 × 2 )
平成 _____ 年分	申告加算税	円	%	円
	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が 3 欄に移記してあります。			
平成 _____ 年分	重 加 算 税	円	%	円
	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が 3 欄に移記してあります。			
平成 _____ 年分	申告加算税	円	%	円
	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が 3 欄に移記してあります。			
平成 _____ 年分	重 加 算 税	円	%	円
	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が 3 欄に移記してあります。			

この新たに納付すべき加算税の額は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店）、郵便局又は当税務署に納付することになっています。

なお、納付すべき加算税の額は、年分ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。

○ 平成 \_\_\_\_\_ 年分、平成 \_\_\_\_\_ 年分又は平成 \_\_\_\_\_ 年分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に \_\_\_\_\_ 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

○ この処分の理由


( ) 枚のうち ( ) 枚目

更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。